

第3回こうちビジネスチャレンジ基金事業 募集要項 (FAQ)

項目	NO	質問	回答
1. 制度	1	この事業は、来年度も募集しますか。	この事業は、日本トリム様からの1億円の寄付金を活用して実施しています。来年の実施については未定です。
2. 応募資格	1	他のコンテストに提出したものと同じビジネスプランで応募することはできますか。	応募要件を満たすものであれば応募できます。併せて次のFAQをご参照ください。
	2	他のコンテストを受賞したり、補助金を受けていても、応募できますか。	受賞歴や補助歴は問いませんが、多額の支援を受けており、支援の必要がないと判断した場合には、選考の対象外となることがあります。
	3	前回認定されなかったビジネスプランでも応募することができますか。	応募できます。内容をブラッシュアップしたうえで、再度エントリーしてください。
	4	高知県内で事業を行うことが求められています。地域の指定はありますか。	高知県内であれば、どの地域でも構いません。また、事業の拠点が高知県内であれば、サービスの提供や製品の販売などは、県外であっても構いません。
	5	応募に年齢制限はありますか。	応募締切時点で20歳以上の方を対象とします。
	6	学生は応募できないのでしょうか。	応募できます。ただし、「こうちビジネスチャレンジプラン」に認定後、1年以内に起業して法人化していただく必要があります。
	7	何件応募してもかまいませんか。	応募件数に制限はありません。ただし、「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定は、1プランとなります。
	8	募集の対象分野や業種に制約はありますか。	分野や業種に制約はありません。新規性あるいは付加価値が期待でき、かつ事業として大きな成長が期待できるビジネスプランのエントリーをお待ちしています。
	9	既に創業していますが、応募できますか。	創業後、10年以内であればご応募できます。また、会社を設立して、10年以上を経過している場合でも、新規事業に取り組んで業態転換や新分野進出開始後、10年を経過していなければ応募いただくことができます。
	10	経営者でないと応募できないのでしょうか。	応募は、既存の事業者が行う場合は、経営者となりますが、新規事業を立ち上げる場合は、別会社又は別部門としていただき、その責任者となる方になります。また、法人を設立していない場合は、代表者に就任予定の方になります。
3. 審査	1	面接審査(プレゼンテーション)に、代表者が出席できない場合はどうなりますか。	面接審査は、経営の責任者の資質も含めて評価されるため、代表者が出席できない場合は、面接審査での評価が低くなることをご承知おきください。
	2	面接審査(プレゼンテーション)に、代表者以外の者も、同席できますか。	代表者の他、出資者、プロジェクトの責任者などに同席いただくことは構いません。ただし、外部の経営コンサルタントなどの方は、同席いただけません。
	3	選考結果について教えてもらえますか。	選考結果の詳細についてはお答えしていません。ただし、面接審査を受けたビジネスプランについては、プランのブラッシュアップの参考としていただくため、結果通知に併せて、短いコメントを送らせていただきます。
	4	面接審査(プレゼンテーション)は、最初に提出する応募申請書類以外に資料を提出することになっていますが、応募申請書類のみではだめでしょうか。	面接審査(プレゼンテーション)は、応募申請書類からは読み取れなかった内容や経営者としての資質等を評価するために行うものです。限られた時間の中で、自らのビジネスプランの可能性を評価委員に最大限にアピールする最後のチャンスでもありますので、別途資料の提出やパワーポイント等の使用を認めることとしております。なお、プレゼンテーション用の資料と応募申請書類は、多少内容が違っていても構いませんが、ビジネスの内容そのものが大きく異なる場合は、計画立案に対する取り組み姿勢が問われる可能性があります。また、分量に制限はありませんが、プレゼンテーションの所要時間に見合う量としてください。

4. ビジネスプランへの支援	1	認定を受けるメリットはありますか。	「こうちビジネスチャレンジプラン」に認定されると、事業育成支援金や専門家によるハンズオン支援等を受けることができます。
	2	事業育成支援金を受ける条件はありますか。	事業育成支援金の支給には、法人化されていることが条件となります。事業育成支援金を受け取ることができる期間は、「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定後、1年間です。1年以内に法人化されない場合は、事業育成支援金を受け取ることができません。
	3	もらえる事業育成支援金の金額はいつ頃分かりますか。	「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定に併せて、支援金の上限額をお知らせします。その後、事業資金計画書を提出させていただき、当センターが事業のための必要な資金であると認めた金額を提供させていただきます。
	4	事業育成支援金は実際に支出した経費に対して、支払われるのでしょうか。	上の手続きにより、必要な資金需要に対して、あらかじめお支払いします。
	5	事業育成支援金を使用しなければいけない期限はありますか。	特段の期間の定めはありません。
	6	一旦受けた事業育成支援金は、返さなくてもよいのでしょうか。	お返しいただく必要はありません。ただし、①～④の場合は返還、⑤の場合は原則支援金の一部を返還していただくこととなります。 ①事業以外の目的のために使用したと判明した場合 ②応募書類の記載内容に虚偽や権利等の侵害があると判明した場合 ③反社会的勢力との関係が明らかになった場合 ④「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定を取り消された場合 ⑤認定を受けた事業の廃止又は法人の解散等を行った場合において、提供を受けた事業育成支援金に残額を生じたとき、又は事業育成支援金により購入等を行った資産に残存価格があるとき なお、あらかじめ、上記の場合には返還する旨の誓約書を提出いただきます。
	7	事業育成支援金の税金はどのようになりますか。	課税の有無、程度については、事業育成支援金を受け取る対象者の状況によって異なりますので、税理士等の専門家にご相談ください。
	8	専門家による助言を受けられる期間、回数はありますか。	「こうちビジネスチャレンジプラン」の認定後、5年間とさせていただきます。専門家の派遣回数等、支援の内容については、当センターの予算の範囲内で対応させていただきますので、かならずしも、ご要望に応えられない場合もあります。あらかじめご了承ください。
	9	法人化するまでは、事業育成支援金を受け取ることができないそうですが、専門家による助言も受けられないのでしょうか。	法人化する前でも、専門家の助言は受けることができます。
5. その他	1	事業育成支援金の提供を受けた者は、5年間、事業の進捗状況を報告することになっていますが、どのようにするのでしょうか。	年に1回、当センターが定める様式にて、報告をいただきます。また、必要に応じて、広報や調査にご協力いただく必要があります。
	2	この応募に関して不明な点について、問い合わせをすれば、回答いただけますか。	ご質問については、電話、FAX又はメールでお受けします。お受けしたご質問への回答については、このFAQに順次追加します。
	3	広報等のために、ビジネスプランの内容を公表するとしているが、どこまでの範囲が公表されるのか。	公表するのは、応募をいただいたビジネスプランのうち、評価委員会で優れたビジネスプランとして評価され、「こうちビジネスチャレンジプラン」として認定されたビジネスプランに限ります。 公表の範囲は、事業者名、事業の名称、事業の概要等を予定していますが、公表に際しては、事前に、応募者ご本人に内容を確認した上で、公表させていただきます。